

令和5年第3回五城目町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和5年9月15日（金）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 決算特別委員長報告

日程第 2 総務産業常任委員長報告

日程第 3 教育民生常任委員長報告

日程第 4 議員派遣の件について

3 閉会

令和5年五城目町議会9月定例会会議録

令和5年9月15日午前10時00分五城目町議会9月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
8番 畑澤洋子	9番 斎藤晋
10番 石井光雅	11番 伊藤正春
12番 佐藤重信	13番 荒川正己
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	武田和栄
教育長	畑澤政信	総務課長	東海林博文
まちづくり課課長補佐	柴田浩之	税務課長	笹川由美
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	猿田玲子
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課課長補佐	小野亨	学校教育課長	工藤ひとみ
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	石井一
健康福祉課長	石井政幸	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 猿田玲子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において決算特別委員会並びに各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

はじめに、決算特別委員長の報告を求めます。11番伊藤正春委員長

○決算特別委員長（伊藤正春君） 令和5年9月定例会において決算特別委員会に付託された議案は、令和4年度一般会計歳入歳出決算はじめ特別会計4件、企業会計2件の7議案であります。

これらの議案審査のため、9月8日から14日までの5日間の日程で4階会議室において開催しております。その経過と審査の結果についてご報告いたします。

出席委員は、5日間6名全員であります。石川議長には参与として適切な助言をいただきました。説明者には、東海林総務課長、猿田会計管理者、大石総務課課長補佐は5日間出席をしてくださいました。畑澤教育長、各課課長はじめ関係職員、書記には各課職員を指名し、会議を開いております。

審査の着眼点として、予算の執行は計画的かつ効率的に行われ、成果が上がっているか、町民の福祉の向上、町民負担の軽減、住民サービスの向上に努めているかなどに注視をしながら、各課からのヒアリングと関係書類の審査を行いました。

一般会計では、歳入総額66億3,542万9,155円、歳出総額64億492万7,184円、差引額が2億3,050万1,971円であります。翌年度に繰り越すべき財源6,907万6,486円を差し引き、実質収支額は1億6,142万5,485円となります。

各課の審査の主なものについてご報告いたします。

消防本部。重点施策では、人材の育成として県消防学校に7名、救急救命東京研修所に1名、その他6課程に2名、病院実習に13名を派遣して、あらゆる災害に対応できる消防体制を確保するため、人材の育成に努めています。軽四輪小型ポンプ積載車を4台更新しています。老朽化の著しいホース乾燥塔は25基あるが、4基分を撤去する。老朽化が進んでいるので、消防ホースの乾燥は今後、消防本部で対応できるように検討

しています。災害出動では、火災が3件、建物1件、林野火災2件、救急出動搬送人員は378人、ドクターヘリ搬送が9人、ドクターカー搬送が13人となっております。

税務課。収納率は、一般税現年課税分98.24%、前年度より0.4ポイントの微増です。滞納繰越分5.5%、前年度より4.85ポイント、滞納繰越分が低い水準にあることから、財産調査や納税相談の実施など、滞納整理の強化を図る。口座振替の推進を図り、33.76%の納付率になっています。固定資産税の未納が増えているが、理由は相続放棄するケースが多い。今後、コロナや災害により徴収率に影響があり懸念されています。

次に、総務課。湖東厚生病院の令和4年度運営費補助金は1,640万8,000円、関係4町村が3分の1負担、うち五城目町の負担は42.56%であります。建設から40年経過した役場庁舎は、暖房設備と空調設備工事を実施しております。今後も修繕に取り組みなければならない。橋梁の長寿命化と各施設の維持補修があり、財源の確保が課題であります。五城目町の将来負担比率は52.1%、県内で将来負担比率があるのは小坂町、藤里町、五城目町のみであります。県内市町村では五城目町が一番、将来負担比率が多い。中期財政シミュレーションを確認したが、公債費比率は年々下がっていくが、加速する人口減少については加味していないので、今回のような災害があれば5億円、財調基金を繰り出す必要があり、今後の財政状況については注視する必要があります。

出納室。一般会計と特別会計が資金不足の場合、財調基金の繰り替えで対応しています。基金の債権運用として、地方公共団体機構債による運用を行っております。令和4年末基金の債権運用総額は、財調基金が2億円、水道事業会計が1億円、今後は令和5年秋、秋田県が発行するESG債（グリーンボンド）への投資が予定されております。基金を運用することで利益の確保が容易にできます。

議会事務局。議会広報「みんなの町議会」発行は1回当たり4,600部を作成し、年4回、町内会、町内全世帯及び関係団体に配布しております。議員研修は、国際文化アカデミーに4コース4名受講しています。新規事業として、議会に対する町民の理解と関心を高めるため、町ホームページに議会会議録を公開をしております。

住民生活課。火葬場改修工事に着手し、令和4年8月に増築部分の共用を開始。斎場、火葬場と呼び名が統一してないので、統一したほうがよいではないかというふうなことで指摘をしております。マイナンバーカードの交付率は66.8%となっており、周辺

自治体と比べると25市町村22位であります。交付率向上のため、窓口での申請サポート、休日の窓口開放、出張申請など、サポート体制に努める。自主防災組織71町内33組織あるが、宝くじ助成の活用もあるので、組織されていない地区にも促進に努める。浸水した町内では、見回りや水の配布など活動しております。防災行政無線は、設置当初は各町内で使用できることになっていたが、現在は使えないことで再考すべきだと指摘しております。AIから人に代わったが、人間のほうが聞きやすく好評であります。災害では社協を中心にボランティアセンターが運営がなされています。依頼内容について見極めて、ニーズの順番だけではなく、適切な割り振りを行うべきではないか。優先順位の高い現場の対応が必要ではないか。ニーズで取り残された人も多くいたことから、受援体制の構築も今後の課題であります。災害時において効率的に備蓄品供給を行うため、備蓄倉庫の建設を進めています。

健康福祉課。重点施策では、町民の健康維持増進を図るために各種健診により、がんを3件早期発見できました。健康寿命の延伸と医療費増大の抑制を図っています。新規事業では、保育所、障害者支援施設、介護保険施設等の物価高騰対策を実施しております。コロナワクチン接種者数は7,197名、町民センターなどで51日間実施しました。コロナワクチン接種は、各課を越えての対応は評価できるものとしています。コロナワクチン接種が義務でなければ、副作用の関係で接種を控えたいという人が増えつつあり、接種率の低下につながっています。五老連、各町内会にある老人クラブは活発に活動しているが、町内によっては活動していないところもあります。60歳になると名前だけ貸してほしいと勧誘されるが、これは町の補助金との関連もあり、検証すべきだ。老人クラブの名前が妥当かどうかも検討すべき。出生数の低下によってこども園の園児数が減少しており、経営的にも厳しくなっており、何らかの支援策が必要であります。

農業委員会。離農した5名と受け手との公募でマッチングを行った結果、離農者の耕作面積は4.7ha、受け手は2法人と認定農業者で4ha、残り0.7haの受け手がいない。こうした条件の悪い農地は今後もあり得るので、担い手の確保が必要であります。農業者年金新規加入者は1名、被保険者9名、受給者数は94名となっております。農業委員及び農地利用最適化推進委員が利用するタブレット端末の購入に必要な経費の支援、農地の出し手・受け手の意向を効率的に把握し、関係機関と情報を共有するための体制を整備しました。

農林振興課。経営所得安定対策事業では、米の生産調整対策における制度推進と集落

営農の組織化と複合経営の拡大を図っています。多面的機能支払交付金事業では、農道の維持管理と水路の長寿命化の共同作業を行っている25団体に交付。新規事業では、川堤町有林再造林事業を実施。二酸化炭素の排出削減の取り組みの一環として、植栽や間伐等の森林整備事業を連携して実施する協定を千代田区と締結。費用は双方で負担。面積は4.95ha。事業費が508万3,000円。国県補助金が345万7,000円。千代田区81万3,000円、五城目町が81万3,000円の負担であります。稲作等資機材の高騰事業では、販売実績のある農地10a当たり2,000円を交付しております。8月の豪雨災害での農地・農業用施設災害復旧工事では、3月に専決処分した施設9か所、過年債を活用した農地19か所、施設15か所の復旧工事は、ほぼ終了しております。

商工振興課。新型コロナ対策事業では、感染症の影響を受けている商工業者に対し、法人に対して20万円で141件、個人10万円、346件に支援金を支給し、事業の継続を支援し、中小企業事業継続支援金事業を実施しております。オール五城目生活応援商品券事業では、急激な物価高騰により町内経済に影響を及ぼしていることから、町民1人当たり1万円を発行しました。きゃどっこまつりでは、豪雨災害で急遽中止になったので、花火や出演者、リース料を含めて50%のキャンセル料が発生しました。ステージ改修費などは、既に準備していたので全額支払った。朝市振興では、出店者の高齢化に伴い、出店者数の減少が続いています。今後については、朝市plus+出店者、朝市振興会、定市場組合、わくわく盛り上げ隊と協議しているが、朝市plus+頼みでは厳しいので、イベントやふれあい館を活用し情報発信に努め、賑やかさを取り戻してほしいと指摘をしております。新規事業では、友愛館に三平の家を再現した映画「釣りキチ三平」メモリアルルームをオープンしております。悠紀の国五城目に電源立地地域対策交付金事業を活用し、照明LED化に改修しております。

特別会計、国保会計については、医療費の削減のため、データヘルス計画に基づき特定健診受診勧奨通知、健診異常値放置者に勧奨通知を実施しました。ジェリック医薬品を奨励し、医療費の抑制を行う。保健事業では、人間ドック21名、脳ドック5名、被保険者が1,809人、各種健診の助成をして重症化を防止しています。予算執行額は、歳入が11億7,473万4,000円、歳出が11億4,937万3,000円、不用額が4,087万円であります。県では、令和6年度から段階的に激変緩和措置をした上で、納付金の平準化の統一を令和15年まで目指して検討をしております。保険証

についても、令和6年秋からマイナンバーカードの一体化が予定されています。

後期高齢者特別会計。後期高齢者医療保険の徴収は市町村業務であることから、未納分の保険料の徴収に努めています。現年分特徴保険料が5,102万5,000円、101.74%、現年分普通徴収3,954万7,000円、98.45%、滞納繰越分、普通徴収が29万2,000円、19.89%であります。不納欠損額が49万2,500円、3名です。予算執行額は、歳入が1億4,167万2,000円、歳出が1億4,142万7,000円。令和4年度末被保険者数は2,336人、新規加入者は160人で、団塊の世代の加入で年々増加傾向にあります。保険料の収納率の低下を防ぐため、未納者の徴収をどうするかが課題であります。

介護保険特別会計。第8期介護保険事業計画の2年目にあたります。保険料は基準額が8,300円、介護認定者は911人、認定状況を見ると要支援が16名増えております。軽度のうちから認定を受けると認定者が増えていく状況になります。収納状況については、現年分特別徴収が3億2,257万円、100.03%、現年分普通徴収が2,285万円で91.97%、滞納繰越分が普通徴収24万4,000円で6.75%、収入未済額が326万5,000円。未納者は64名、うち現年分が38名、不納欠損額が201万8,000円であります。対象者は32名。

予算執行状況、保険事業勘定は、歳入が収入済額20億4,918万1,000円、歳出が支出済額18億3,039万4,000円、サービス事業勘定では、歳入が収入済額528万1,000円、歳出、支出済額475万9,000円。今後の課題として、健康状態不明高齢者へ保健師等の医療専門職が個別訪問、保健指導の継続を実施していく。フレイル状態または恐れのある方を見つけ出すことが重要である。

障害認定事業特別会計。3町1村で行う障害支援区分認定審査会の認定に伴う経常経費が主なものであります。予算執行額は、歳入が収入済額410万3,000円、歳出、支出済額が305万1,000円。五城目町は32件、新規が4人認定されました。

生涯学習課。多様な町民の学習意欲に応えながら、率浦大学、わらしべ塾、各公民館で主催している各種講座に加え、年齢を問わず全町民を対象に、みんなの学校を10月から実施しております。24講座を行い、参加者は700名以上で、小学校を学びの場にする事で町民の学習意欲も高まり、好評であります。地区公民館と連携してeスポーツの普及に努めた。地域図書室「わーくる」は、1人当たりの貸出数が目標値に届かないので、蔵書を増やし、他事業と連携を図り、利用者確保につなげたい。工事関係では、

広域体育館の防災盤の改修工事や雀館運動公園日本庭園池の改修作業を行っております。町民の健康増進と憩いの場としてあさひ台運動公園を開放しております。今後の課題としては、多様化する地域課題と、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、成果を生かす社会の実現を目指すとしています。

学校教育課。小学校菜園整備工事、体育館に体育器具を設置し、夏休み明けから使用開始。教育留学事業では、コロナ禍により10月より募集を行い、小学生5名、中学生1名の申し込みがあり、教育留学を体験しました。留学生の1家族が町へ移住した。ICT活用のKPIは100%であります。コロナ感染対策事業では、学校給食費の無償化、大学生等ふるさとエール給付金事業、学校の感染症対策事業を実施しております。新規事業では、ICT支援員による児童生徒と教職員を対象に研修会を実施したが、先生にも意識の差があり、生徒に向かって全職員が使えるようになるのが課題であります。

まちづくり課。若い世代の町内定着を進めるため、地域活性化センターの運営、起業支援、企業立地推進事業を行っております。地域おこし協力隊の募集について、応募があるが、採用には至っていない。ふるさと納税について、ニーズはあるが、返礼品を定期的に出せないのがあり、商品開発を行いながら納税額の向上を目指す。出会い・イベント事業では、2回実施したが、成果が見えづらい。さらに継続した支援が必要であります。企業誘致について、県内では工業団地を整備したところに誘致が進められています。町の誘致活動は製造業を考えているが、昨年、空き事務所に企業から相談もあったので、今後も諦めずに取り組んでいく。3項目のKPIは目標値に達しておらないので、更なる努力が必要であると指摘をしております。新規事業では、脱炭素化推進事業で可能性調査を行っており、町全域では太陽光発電を主体に、雀館地域では木質バイオマスを利用して公的施設で行っていく。小水力発電に関しては可能性を検討する。

建設課。公共土木災害復旧事業では、全27か所中、年度内完成は単独事業が2か所、残り25か所を令和5年度に繰り越しており、早期復旧に努めています。小川口川の護岸工事は完成していたが、今年7月の災害で河床が洗掘されたことから、未満災として新たな査定を受けることとなります。社会資本整備総合交付金を活用し、ローダー購入、橋梁補修、舗装改良等を令和5年度に繰り越しています。青空号の今後については、従事する職員の高齢化が進み、町民のニーズに答えられなくなっている。建設協会に委託しながら併用して行うよう検討しています。車庫が冠水し、機材やローダーが使用不能になっています。過疎債を活用した町道上町線、新畑町通線舗装工事は完成しておりま

す。街灯LED化のKPIは57.8%、達成率が99.7%であります。新規事業では、町道小野台墓地線道路改良、田町裏通線側溝改良工事を実施しております。令和5年度の街路樹管理計画策定のため、街路樹1,850本について調査を実施しております。

企業会計、水道事業会計決算については、給水人口が8,004人、普及率が98.9%、前年度より224人の減、有収水量は前年度より4万1,840m³の減で、有収率は85.6%になっています。電気料金の高騰や事業費用で給水収益の減額により、6年連続で赤字であります。資本的支出の主なものに建設改良費企業償還金であります。事業収益は1億9,332万4,485円から事業費用2億2,429万1,155円を差し引いた3,096万6,670円が当期の純損失となります。7月の災害では2か月水道料の減免があり、経営的に厳しいので、料金改定を視野に検討する時期に来ています。8月豪雨における湯ノ又橋橋梁添架管の災害工事復旧費は1,632万4,000円を令和5年度へ繰り越しております。

次に、下水道事業会計決算について。水洗化人口は5,346人であり、水洗化率は82.1%となっています。総処理汚水量が6万1,119m³に対する有収率は89.7%となっております。収益的支出については、使用料等の流域下水道維持管理負担金、総係費の減額により黒字決算となっております。収益的収入及び支出。事業収益が2億8,002万926円から事業費用2億7,504万1,942円を差し引いた497万8,984円が当期の純利益となります。営業費用の総係費に充てるため、企業債340万円及び営業外費用の支払利息にあたるため、企業債1,660万円をそれぞれ借り入れております。経常収支比率は100%を上回っているが、経費回収率が81.8%であり、事業に必要な費用が賄えていない状況であります。

追加審査をしていますので報告します。

税務課。税の滞納や不納欠損額が年々増加していることから、町民の税の公平性、平等性からして徴収の取り組みについて追加審査をしました。物価高騰など厳しい経済環境の中でもまじめに納付している町民も多いことから、滞納繰越分の不納欠損額が非常に大きいわけであります。153人で1,171万8,565円を不納欠損にしております。滞納繰越額が6,822万9,471円、対象者が304人であります。回収率が7.24%で623万5,387円であります。専門員が3人おりますが、税務課の職員では賄えないので、さらに増員して徴収チームを作って、自主財源である町税の徴

収にあたってほしいと指摘をしております。

次に、健康福祉課。審査の中で委員から、老人福祉施設への入所措置が必要な町民はいるが、このような福祉サービスが必要な方々に高齢者サービス調整チームに諮る必要がある。相談件数は何件あるか。適切に開催されていたのか。決算では開催回数が少ないと質疑があり、当局からは、令和4年度の高齢者サービス調整チーム会議は、令和5年3月23日の1回だけの開催であると報告しております。報酬支給対象者は3名、入居措置の判定は健康福祉課内で行い、3月23日の会議では入居措置した案件の事後報告にとどまっていたとの答弁があり、会議を開催しなかった事情について追加審査をしたものであります。資料の提出を求め、審査をいたしました。

高齢者サービス調整チームの会議資料、委員名簿、措置状況の報告等の資料と説明の中で、令和4年度中の入居措置の内訳では、6名が措置されており事後報告。相談件数は13名で、7名の方が会議に諮られず措置されないままであったということが判明しました。この7人の方については、令和5年度において会議を経て入居に至っております。各委員からは、老人ホーム入居措置に関する規則、高齢者サービス調整チーム設置要綱が遵守されていない。なすべきことをなしておらず、調整チームの役割を果たしていないなど厳しい意見が出されました。当局からは、入居の相談があった場合、サービス調整会議に諮って判定すべきところを招集手続を怠り課内で対応していたことは、設置要綱に反する誤った行為であったこと。不適切な事務処理であったとの答弁がありました。委員会としては事務処理の改善を指摘し、事態を検証の上、福祉サービスに支障を来さないように強く指摘したところであります。

なお、令和5年度については、必要に応じチーム会議を随時開催して相談者のニーズに対応していることを確認しております。

全ての審査を終えてから現地視察を行っております。火葬場、五小の菜園、身の淵頭首工、災害現場は湯ノ又橋橋梁添架管、小川口川の護岸工事の未満災の状況を視察しております。

最終日は付託された7議案の採決を行いましたので、議案審査の結果について報告します。

議案第56号、令和4年度五城目町一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致認定すべきものと決しております。

特別会計について、4議案一括して採決を行っております。議案第57号、令和4年

度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号、令和4年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号、令和4年度五城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号、令和4年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別会計4議案とも全会一致認定すべきものと決しております。

企業会計2議案を一括して採決しました。企業会計の議案第61号、令和4年度五城目町水道事業会計決算認定について、議案第62号、令和4年度五城目町下水道事業会計決算認定について、2議案とも全会一致で認定すべきものと決しております。

令和4年度は、通常業務に加え、コロナ関連事業と8月の豪雨災害の復旧工事関連業務も加わり、職員には大変難儀をかけた1年であったと思います。町の直近の人口は8,159人、出生者は18人、高齢化率が49.45%になっております。少子高齢化が進展し、今後様々な施策に影響を与えますが、町民ファーストの町政を目指し、当局と議会も課題を共有し、町の発展と町民の幸せのためにまちづくりをさらに前進させたいものであります。

ご協力いただいた関係職員と決算委員に感謝とお礼を申し上げ、決算審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は・・・14番館岡議員

○14番（館岡隆君） せっかく5日間も慎重に審査していただきましたので、一つか二つ質問させていただきたいと思います。

大変、委員長、細かく各般にわたりましての審査、そして報告、非常にご苦労様でございました。決算委員の皆様方に感謝申し上げたいと思います。

委員会の最終日だったか現場視察をしたというような話もございました。その中で、数字的には、決算委員長は監査委員、前おやりになっておりましたので、非常に一切間違いないと、こういうように思います。ただ、事業が果たしてどうだったかなということについてちょっと伺っておきたいと思います。

それは、現場視察もした場所でございますが、2か年事業で4億3,000万円ほど費やした、かけた火葬場についてでございますが、それら今回視察行ってどういうふうな感じを受け取ったかどうか。非常に、なぜこういうことを申し上げますかといいます

と、非常に火葬場を利用した方、あそこに行った方々の評判がすこぶる、プラスのほうでない、みんなネガティブな発言を、意見が出ております。これで4億3,000万円ってどういうことかなと。私たちも何回かの機会で見えてきておりますけれども、地場産材を使ったと言われておりますが、非常に従来の火葬場はちょっと規模小さかったかもしれませんが、厳かな気分、雰囲気はひとつもなくてですね、非常に粗末、感じからいって粗末な造り方であったんじゃないかなと。ついつい我々は、この2か年事業について、工事もそうです、工事も繰り越しでみんな2か年なったりするわけですが、災害復旧についてもですね。この2か年事業についての審査がちょっと甘かったんでないのかなと思うんですよ。特に、この火葬場についてはいつの間に始まって、いつの間にどういうふうに終わっていったのか。昨年8月から供用開始しておるのに、その割に静かに始まって静かに終わったような感じがいたします。ところが思ったような雰囲気のものでもないし、なぜこのようなものできたのかなと。これから何十年と使われていく建物でございますが、確かに駐車場は広くなりましたが、建物自体が非常に思ったより、最初に想定したものより非常にある意味「おっ」と思うような、いいような部分の一つもない。まして、前の休憩室の畳の部屋も一つもなくなったし、あんな状態で4億3,000万円もかかるわけないなど。これやっぱり2年にわたる継続の事業であったせいで、どちらからという議員の目が届かないうちにその事業終わってる。これがちょっと悪い傾向であったんじゃないかなと思います。せつかく火葬場についての報告もございました。そのある意味工事の内訳について、建物が建った、駐車場が大きくなった、その金額の内訳について話し合った経過について何ら話ございませんでした。それについての答弁をお願いしたいと思います。

それともう一つ、小さい問題でございますが、老人クラブ、五老連の話についてお話しされておりました。非常に参加率が悪くて、名前だけ借りて60歳以上の、という話もされておりましたし、この名前を今度書いていく方法もいろいろあるのかなというように話もされておりましたし、実際、当局に対してもそうですし、議会といたしましても、我々も非常に老人クラブ会員でございますが、非常に、完全に体制を、例えば町内会の中のひとくくりにするとか、予算は別として、単独でもいいけども、会員が60歳以上になって老人クラブに入ろうとする意欲なんか一つもないんですよ。それらについてのやっぱり何か話題になったっていうぐらいですから、委員長として、プラスになるようなご意見これ以上なかったかどうか、伺っておきたいと。

この2点です。よろしく申し上げます。

○議長（石川交三君） 伊藤決算特別委員長。

○決算特別委員長（伊藤正春君） 火葬場について、初めに申し上げます。

2か年継続事業で4億3,000万円という数字が出ておりますが、全員で見た感じですが、今、館岡議員が言ったように豪華さがないということは実直に感じました。それと休憩室がないということです。それで、やはり近隣の市町村の火葬場と比べて、一際目立つような施設ではなかったというのが実感であります。ただ、決算の段階では細かいところに入っていませんので、そのことについてはやっておりませんので答えようがないわけですが、ただ資材高騰が年々上がってくる時期の建設工事なので、単価が上がったのではないかと推察しております。

それと老人クラブの件ですが、今60歳で加入あるわけだけでも、30人まとまる場所で初めて町から補助金来る、あるいは40人で幾らというふうなことで規定があるわけで、何とか名前だけ欲しい、貸してほしいというのが実態であります。では、その名前貸しの人方が実際活動しているかという、ほとんど行っていないわけです。だからそういうことでなくして、やはり老人クラブ自体が若い人を加えながら活動できる体制を、クラブ自身がつくっていただきたいというのがちょっと話し合われました。いずれ町の指導なり、補助金の仕組み、そういうものもひとつ改善してほしいというふうな形で指摘をさせていただきました。

以上です。

○議長（石川交三君） 他に。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。決算特別委員会に付託の各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号は、原案を認定することに決定いたします。

次に、各常任委員長の報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

総務産業常任委員長の報告を求めます。6番荒川滋委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） 令和5年9月定例会におきまして当総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案8件、報告が4件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室におきまして9月6日午後2時から会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

開会時の出席委員は5名でありましたが、同日午後3時40分からは6名の全員となっております。参与には、東海林総務課長、柴田まちづくり課長補佐、笹川税務課長、猿田会計管理者、猿田議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長をはじめ関係職員。書記には、総務課の齋藤主任、農林振興課浅野主事、建設課小玉主査を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第50号、令和5年度道路メンテナンス補助事業五城目橋橋梁補修工事請負契約の締結についてであります。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条による予定価格5,000万円以上の工事請負契約に該当するため、契約締結について議会に議決を求められたものであります。

事前に配付していただいた図面を参考に説明を受けた後、委員から、橋脚の強度を問う質疑があり、当局からは、令和4年度の事業で既に実施しており、強度は保たれているという答弁がありました。

また、工事期間中の交通規制と迂回路についての質疑には、3月15日までの工期中、合わせて119日間片側通行となる予定だが、幅員が狭くなるため、全面通行止めとなることも予想される。迂回路は、現在、磯ノ目大橋が工事中の影響から、7号線経由又は馬城橋経由など様々な迂回計画を立てる必要があるという説明がありました。

他に工法の確認と五城目橋の後の橋梁寿命化計画の順番を問う質疑以外に特に意見もなく、議案第50号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号、損害賠償の額を定めることについてであります。

これは、8月16日開催の議会議員全員協議会でも報告されましたが、令和5年6月30日、街路樹の枯れ枝落下により普通自動車1台が損傷するという事例が発生しました。地方自治法第96条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて議会に議決を求められたものであります。

全国町村会総合賠償保険の適用を受けようとするもので、過失割合は100%、損害

額は40万2,220円との通知を受けており、全額保険で支払われることとなります。

委員から、町内広範囲にわたり街路樹の枯れ枝が見られるため、パトロールを促す発言があり、当局から、本数が多く、物理的に100%監視できる状態になく、今定例会に街路落ち枝点検業務を補正計上しており、街路樹の枯れ枝、9路線、1,343本を点検する。今後、職員などによる巡回強化をするという説明がありました。

他には特に意見なく、議案第51号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号、専決処分（第5号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第2号）の関係部分についてであります。

本案は、今年7月に発生し、町始まって以来最悪の被害をもたらした大雨災害に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年7月18日付けをもって補正予算の専決処分をし、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求められたものであります。

歳出の主な内容としては、建設課分として車庫の浸水により被害を受けた道路維持管理用作業機械にかかる費用と道路清掃にかかる費用、商工振興課による被災事業所の支援補助金、それから水道事業会計への補助金と出資金、下水道事業会計への補助金、住宅リフォーム推進事業補助金として県が行う同様の補助金にかさ上げをして、災害復旧持ち家型1軒当たり8万円を200件見込んだもの、そして災害復旧費では土砂や流木が流入した農地119haにかかる調査設計委託料と復旧工事、流木等の処理にかかる費用、農業用施設では仮設ポンプ12か所の仮復旧、水路の土砂撤去、農道補修などの作業委託料、林道では崩落土撤去など15路線の作業委託料、4路線の調査設計委託料、そして公共土木施設災害復旧費では、門前地区の廣徳寺橋、その他河川、道路災害にかかる調査設計委託料、道路の土砂撤去にかかる費用などであります。

委員から、今回の専決処分は金額が約26億円と非常に大きな額となっている。財政調整基金から約6億円、9月補正で6,000万円取り崩したが、残高はどうなっているかを問う質疑があり、現在高は年度当初よりも約8億円減少の4億8,000万円で、そのうち債権運用が2億円ある。厳しい状況に変わりない中、農林振興課関係の補助金は激甚災害の96%として計算しているが、今後補助率がどうなるかというところを確認していきたい。

また、次の質疑では、住家だけでなく、被災した農業倉庫や乾燥機などへの補助を検討すべきだ。そして、これまで届け出のあった件数しかカウントされていない。農業倉

庫や農業機械の被害状況について改めて調査が必要だという質疑に対しまして、次年度の種子購入費、パイプハウスや農業機械の修繕費を支援する県の補助事業の実施予定があるようだが、県の動向を見極めながら協議していく。また、倉庫や農業機械の被害状況の把握については、農業共済からの情報も共有の上、反映しているという答弁がございました。共済の保険に加入していない農家もいるので、農家の意欲が低下しないよう、被災農家の実数の把握に努めるよう委員会として指摘をしております。

西磯ノ目に建つ建設課車庫の被害を問う質疑に対しまして、浸水の深さは約160cmで、プレートコンパクター、発電機、コンクリートカッターなど多くが被害に遭い、その修繕と購入について今回補正をしていると。

そのことに関し委員から、今後はそういう機械類を、棚や台を整備し、地面からの高さを確保するよう指摘をしております。

道路清掃作業委託の範囲と進捗を問う質疑には、町道の側溝に溜まった泥をバキュームし、取り除く作業で、西磯ノ目、東磯ノ目、一番町、古川町など浸水地域の町道の側溝を行う。範囲が広いことと作業車両の大きさの関係で、進捗はまだ全体の3割程度と考える。この後順次進めていくが、車両が入れない狭い箇所は高圧洗浄機などで対応していくという答弁がありました。

また、全国から相次いでいる心温まる寄附に関する質疑には、災害支援のふるさと納税は9月4日現在930万円で、インターネット事業者が手数料を取らないでサイトに掲載してくれており、満額、本町に入るようにしていただいている。12月末までそういった協力を続けてくれるとの申し出となっている。また、一般寄附金は9月4日現在730万円で、期限は特に定めないという答弁がありました。

農地の流木、土砂撤去に対する質疑に対しまして、恋地や杉沢のように全面土砂流入により稲刈りができない箇所から進め、一部稲刈りができる箇所は、刈り取り後に調査に入り、撤去と工事に向かっていくという答弁がありました。

商工振興課による被災事業所の支援補助金として3,600万円の増額を補正することに関する質疑には、8月16日に開催した議会議員全員協議会の後に県が同様の制度を県議会に示したことから、県の支援事業に町の補助金を上乗せした支援策に変更し、事業者の負担軽減を図るもので、町の上限50万円に変更はない。県において県議会9月補正予算に計上しているものであり、詳細な制度設計が進行中であると伺っているという答弁がありました。

また、橋脚の傾きにより通行止めが続く門前の廣徳寺橋についての質疑には、調査設計委託料4,850万円を補正し、仮橋が通行可能となれば、廣徳寺橋の発注に向け進むことになる。橋脚が傾いているため、一旦橋桁をつり上げて全て外してから、橋脚が使用に耐えられるか確認し、健全であれば引き続き使用することになる。地覆、床版、高欄など橋桁については新設となる予定である。民生の安定のためということで国土交通省から貸与していただいた仮橋については、1日も早い利用開始につながるよう現在工事が進められているという答弁がその日はございました。

他に被災した揚水機場と仮設ポンプの状況を確認した以外、特に意見もなく、議案第53号は、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第54号、専決処分（第6号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

これも53号と同様、大雨災害に対応するため、議会に報告し、承認を求められたものであります。

委員から、浄水場移転の検討をすべきではないのかとの質疑に対しまして、現在策定中の水道ビジョンで施設の更新を盛り込む。安定的に取水しやすい場所を調査しないことには安易に場所を決定することはできないので、まずは調査を進めるが、移転については調査と関係機関との協議を実施することになるので、相当な時間を要するという答弁に対しまして、それまでの浸水対策をどうするのかということに当局からは、浄水場の各建屋に止水板を設置することを検討しているという答弁がありました。

町民を救ってくれた近隣自治体からの給水支援についての質疑には、応急給水は八郎潟町はじめ井川町、潟上市からもご支援をいただいた。かかる費用は無償と伺っている。自衛隊や仙台市水道局、三種町、大仙市、仙北市など、県内外の水道事業体から多大な支援をいただき感謝している。

また、八郎潟町などとの災害時の応急給水にかかる協定は締結しているのかという質疑には、現在は締結はしていなく、日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定に基づいて今回は八郎潟町に支援を要請した。それとは別に災害協定という形で県と25市町村で結んでいる協定があり、職員の派遣などを行っている。町村会では、初動体制を重視した町村のみの協定締結を現在協議しているという答弁がありました。

命の水をつないでくださったことに感謝する発言が相次ぎました。

委員から、他には特に意見なく、議案第54号は、全会一致で承認すべきものと決し

ました。

続いて、議案第55号、専決処分（第7号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

これも同様に、大雨災害に対応するため、議会に報告し、承認を求められたものであります。

下水道のマンホールポンプ制御盤の機器交換が6か所、マンホールポンプ分解整備1台にかかるもので、マンホールポンプの稼働状況と今後の確認、そして今後の浸水対策を問う意外に特には意見もなく、議案第55号は、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第63号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第3号）の関係部分についてであります。

歳入歳出の総額に両委員会分合わせ1億67万円を追加し、今年度の総額を86億7,482万6,000円とするもので、当委員会の関係の主なものは、災害対応として財政調整基金からの繰入金を6,000万円、それから、まちづくり課の人員不足を補うため、会計年度任用職員1名の採用にかかる費用、地域活性化支援センター開設10周年記念イベント、それから農業費として夢ある畜産経営ステップアップ支援事業では、坊井地の畜産農家の機材購入、スキットステアローダーの値上げ分に対するもの、朝市通りと朝市ふれあい館の除雪にかかる費用、単独道路整備事業、町道川反通線改良に伴う調査設計委託料、街路樹枯れ枝調査実施で早期発見による事故防止を図ることにかかる費用、そして住宅管理運営費として公営住宅への被災者入居にかかる修繕費用などあります。

委員からの公営住宅についての質疑に対しまして、空き家であった公営住宅に被災者支援チームからの要請があつて入居に向けての態勢を整えるものであり、15棟の内訳は、広ヶ野7棟、新広ヶ野2棟、矢場崎4棟、舟付場2棟ということであります。そして昨年の反省を踏まえて、今回は浴槽と風呂釜を設置したという答弁がありました。

また、地域活性化支援センター10周年記念事業についての質疑に、芸術の展示などを行っている馬場目地区公民館と連携し、秋まつりとして食事もできる場の創造を考えている。今回の補正予算24万9,000円の詳細は、折り込みチラシやSNSを活用しての周知、イベントの企画、そして飲食ブースの委託料、当日のスタッフ人件費などであるという答弁がありました。

また、地域活性化支援センター体育館のことについてでありますけども、夏休み中に地域の子どもが利用させてもらえなかったということがあり、その体育館の利用についての確認する質疑があり、今回の災害対応で民間が主体となり子どもたちを遊ばせるイベントを行っていた。さきにそちらで使われていたため、一般の方の利用をお断りした可能性がある。申し訳なく思うとともに、管理者に確実に伝えるという答弁がございました。

脱炭素化を進める事業が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助から地域経済循環創造事業交付金に変わった経緯と内容についての質疑には、脱炭素社会を目指すため事業計画を進めてきましたが、きたが、環境省の補助金を使ってマスタープランを策定しようとしたが、採択が難しいとの情報があった。その後、ほぼ同様の内容で補助率10分の10と有利な総務省の事業に鞍替えし、今回採用となったものである。同事業では視察費も補助対象となることから、今回、木質バイオマス発電の先進取り組みを行っている群馬県上野村、川場村の視察を計画している。

本町の脱炭素化の取り組みの方向性を問う質疑には、昨年度の調査で全町的には太陽光発電、雀館地域の公共施設周辺では木質バイオマス事業が適しているという結果が出ている。事業化が可能かどうかを調査した上で、事業計画を検討する予定であるという答弁でありました。

単独道路整備事業、町道川端通線改良に伴う調査設計委託料についての質疑には、工事の範囲は馬城橋周辺で、上流側については橋から上流側に約60m付近、その流雪溝の排水口付近の測量と掘削し、原因を究明するよう進める。地盤沈下している路盤の状況を確認し、来年度当初予算に工事費を計上したい。

それに対しまして、3年前に県が調査をしているこの案件であるが、県の工事ではないのかという質疑に対しまして、町道川端通線については県との協議で町の管理と確認をしているという答弁がありました。

これらの審議を経て、議案第63号の関係部分について、可決すべきものと決しております。

議案第67号、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

水道担当職員が1名減になったものであり、委員から、職員が減ることは業務を進める上で影響が大きいのではないかという質疑に対しまして、今回、浄水場で大きな被害

となってしまったわけだが、建設課の業務は道路、橋梁、河川、上下水道など多岐にわたることから適切な職員配置を求めているという答弁があった以外に特に意見もなく、議案第67号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第68号、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

これは、企業債の償還金及び減価償却費などの確定による企業債の補正で、特に意見もなく、議案第68号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、報告事項であります。

報告第5号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和4年度決算の健全化比率について、監査意見の意見を付けて議会に報告されたものであります。

内容は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに水道、下水道を含む全ての会計の決算において赤字額、資金不足が生じていないため、数値は出ておりません。

実質公債費比率は9.5%で、前年比0.5ポイントの減。将来負担比率は52.1%で、前年比10.2ポイントの減。いずれも早期健全化基準に比べると問題のない値となっているものであります。

委員からの順調に下がってきている将来負担比率の今後の見通しを問う質疑に、八郎湖周辺クリーンセンターの起債償還が終了したことや下水道会計の償還が終わったこと、減価償却の減少により繰出金の減少、そして、ここ数年、基金を順調に積み立てていたことも関係している。しかし、災害により基金の取り崩しや斎場などの元金償還が始まることを見ると、また上がっていく可能性はあり、予断を許さない状況に変わりはないという答弁があった以外には特に意見もなく、報告第5号は、全会一致で報告済みと決しました。

報告第6号、令和4年度決算に基づく資金不足比率についてであります。

これも水道、下水道事業会計とも資金不足は生じていないため、数値は出ていなく、報告第6号は、全会一致で報告済みと決しました。

続いて、報告第7号、令和4年度五城目町一般会計継続費精算報告書についてであります。

令和3年度から4年度の2か年で行われてきた火葬場改修事業が完了したため、地方自治法施行令第145号第2号の規定に基づいて議会に報告されたものであります。

支出済額の総額は4億3,439万円で、特には意見もなく、報告第7号は、全会一致で報告済みと決しました。

報告第9号、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、第三セクターの経営状況を説明する書類を提出されたものであります。

第18期の事業の総括概要は、コロナ禍の中、五城館の飲食を伴う団体利用者が低迷しているものの、レストラン及び定期的な弁当の注文、折詰テイクアウトなどへの対応をした営業を展開してきた。しかし、昨年8月からのコロナ感染者の再び増加の影響により、売上げは大きく低迷。通常指定管理料に光熱費高騰に対応の70万3,600円を追加していただいたが、当期純利益は198万4,000円の損失計上となりました。今後は、令和5年5月からコロナ感染症が第5類に移行することから、休止していた各種イベントを復活・再開させ、新規事業開催もし、販売促進に向けて取り組むという報告がありました。

委員から、経営上の問題点について問う質疑があり、コロナで生じた借入金の増加による債務超過の状況であり、厳しい経営が続いている。債務超過を解決すべく、町として経営状況まで踏み込んだ協議をしていかなければならない。五城館は存続していかなければならない施設と考えているという答弁がありました。

他には特に意見なく、報告第9号は、全会一致で報告済みと決しております。

以上、本定例会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第53号、議案第63号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第50号、議案第51号、議案第67号、議案第68号は原案可決、議案第54号、議案第55号は原案承認、報

告第5号、報告第6号、報告第7号、報告第9号は報告済みと決めます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 令和5年9月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む8件であります。

これらの審査のため、9月6日午後1時40分より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は7名全員であります。参与には、畑澤教育長、工藤学校教育課長、越高生涯学習課長、石井一住民生活課長、石井政幸健康福祉課長、佐々木消防長をはじめ関係職員、書記には、学校教育課加賀谷主事、住民生活課加藤主任、健康福祉課鈴木主事、消防本部青木消防副司長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

はじめに、議案第52号、五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）が公布され、火災予防条例（令）が改められたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、電気自動車等に使用する急速充電設備について、規制対象となる出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うものであります。また、火災予防の観点から、喫煙所等に設置する標識について、健康増進法との整合性を図るため、所要の規定を整備するものであります。

施行期日は、公布の日からとしておりますが、急速充電設備にかかる改正については、令和5年10月1日からとしております。

委員から、200kWを超える急速充電設備は大容量の出力になるので、火災となった場合には死につながる危険性がある。今後、急速充電設備を設置する施設が増えていくことが予想されるので、火災予防条例の改正があったことを民間にも伝え、安全面に配慮して進めていくことを望むとの指摘がなされました。

また、喫煙専用室であるという標識について、どちらか一方の標識が設置されていれば、もう片方の表示は必要ないのかとの質疑に、当局から、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、火災予防条例に規定される標識の設置は必要ない。また、標識と併せ設ける図記号にあっては、国際標準機構が定めたISO規格又は日本

産業規格GISに適合するものを表示しなければならないとの答弁がございました。

議案第52号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第53号、専決処分（第5号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第2号）、関係部分についてであります。

災害救助費の補正であり、住民生活課関係では、床上浸水世帯への見舞金として1世帯につき3万円を給付する費用、被災ごみの処分費や仮置き場への運搬費、被災した家屋の応急修理にかかる費用、健康福祉課関係では、浸水被害を受けた家屋の消毒作業にかかる経費、生涯学習課関係では、室内温水プール西側に設置しているキュービクル式高圧受電設備が浸水により損傷し、部品調達が長期化されることに伴う復旧までの対応にかかる経費、学校教育課関係では、被災した児童生徒の教科書の補給費用、消防本部関係では、床上浸水の被害を受けた紀久栄町にある消防団の消舎修繕費用などです。

委員から、温水プールのキュービクル修繕までの対応を問う質疑があり、当局からは、濾過装置等の洗浄、水抜きを行い、稼働に備えるための応急的措置であるとの答弁がございました。

また、温水プールは小学校の授業においても必要であることは理解できるが、一方でコストのかかる施設でもある。ボイラーの耐用年数や、このたびの被災による修繕費用や今後も経費がかかることから、プールのあり方や存続についての考えは、との質疑があり、当局からは、近隣市町村にはない温水プールでもあり、小学校も隣に建設された。授業の使用など、小学生の利用も増えている。存続の考えで頑張っているところであるとの答弁がございました。

また、キュービクル修繕に関しては、風水害対応が可能とのことで、50%の保険対応が見込まれる。今後の対策としては、排水ポンプ設置での対応を考えていると併せて発言がございました。

他に委員から、この災害で浄化槽に泥や土砂が入ってしまったし尿の汲み取り、また、その受入先に苦慮されていたようであるが、決定した受入先など詳細を問うとの質疑に、当局から、町を越えての収集は困難で県の環境整備課に相談したところ、湖水苑ではとの回答であったが、土砂が入ったものの処理は機械が故障する恐れがあると、湖水苑、さらに男鹿市、秋田市にも受け入れてもらえない状況であった。再度県に相談したところ産廃の扱いにできるとのことで、秋田市にある「豊興産」にお願いしたところである。

「豊興産」は町の側溝、道路清掃も請け負っていたので、かなり忙しく、汲み取りは能代清掃センターに依頼することになった。現在も行っている最中であるとの答弁がございました。

また、全体の被害件数が7月時点から変わっていない。くまなく調査を行っているのかとの質疑に、近いうちに新たな数字を公表したいと考えているとの答弁もございました。

議案第53号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

次に、議案第63号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第3号）、関係部分についてであります。

補正の主なものとして、住民生活課関係では、被災者生活支援特別給付金として床上浸水で持ち家世帯へ10万円、借家世帯へ5万円、床下浸水で持ち家世帯へ3万円を給付するもの、災害援護資金として住家が半壊被害を受けた方に対し170万円を限度額として貸し付ける費用、空き家の解体撤去費の補助金などであります。

災害時など緊急時における防災行政無線の活用のされ方について、委員から、今回の災害で土砂災害による通行止めが相次いだ。防災行政無線は各地域ごとに使用できるとされていたはずであったが、そのような事例はあったか。水沢の土砂崩れの情報は人伝てに知った。こういった際に町内会長権限で放送できるようにしていたはずではなかったかとの質疑に、当局から、水沢の土砂崩れについては、県道で県管轄であるため、詳しくは知り得なかった。建設課から情報があれば放送できたものと思われる。ピンポイントで防災行政無線を流すことは可能だが、現時点では鍵を町内会に預けるまでには至っていないと答弁がございました。

委員から、それでは緊急時に役に立たないのではないか。水沢の土砂崩れの際は電話も不通になった。携帯電話を持たない高齢者は家族との連絡が取れず、困っていた。防災行政無線などで情報が得られていれば、不安を抱かなかったかもしれない。災害対応で大変な中、役場に周知を依頼しても対応できないと思われた。そのためにも町内会で管理することを検討してもらいたいとの指摘がなされました。

健康福祉課関係の主なものは、国保の税率改正に伴う特別会計への繰出金、新型コロナウイルスワクチン秋開始接種に対応するための費用であります。

学校教育課関係の主なものは、中学校駐車場周辺の支障木となっているけやき、グラウンド周辺のテングス病被害拡大防止のためのサクラの木の伐採費用、中総体の全県大

会を経て東北大会、全国大会へ出場が決まったことに対する出場費の追加補助、また、中学校給食室のIH回転釜の修繕費用であります。

委員から、給食のIH回転釜については、これまで何度か補正対応を行っており、このたびの3台目の修繕で当面は支障なく運用できるということかと質疑があり、当局から、6月補正で2台目の修繕料を計上させていただいた。IH回転釜は最低2台なくては給食に支障を来すため、早期に修繕を図るものである。また、中学校建設から14年になることから、その他暖房機器などにおいても不具合が出てくる可能性もあり、今後対応が必要になってくると思われるとの答弁がございました。

生涯学習課関係の主なものは、富津内地区公民館の体育館照明と誘導灯の修繕、総合いきがいセンターの3階出入り口の改修工事費用、地域図書室「わーくる」の図書購入にと齊藤幸作氏から寄せられたご寄附による図書購入費の増額補正などであります。

委員から、総合生きがいセンター改修工事の詳細を問う質疑があり、当局から、渡り廊下の改修であり、建物本体に負荷をかけないよう木造での対応を考えている。水が溜まらないよう隙間を空け、さらに防水加工を施すとの答弁がございました。

消防署関係の主なものは、救命処置に必要な気道確保器具の不具合による修繕料、救急車の突発的な故障を緊急に修理し今後備えたことでの費用、冬期間に庁舎敷地内を除雪するためのローダーの借上料、ヘリポートの除排雪費用などあります。

委員から、車両の修繕料について、緊急車両の不具合で依頼先への到着が遅れたとの報道があったことについて説明を求めるとの発言があり、当局から、7月23日に高齢者施設から80代女性の搬送中に、五城目八郎潟インターチェンジの少し手前でアクセルを踏んでも速度が出ないという不具合が発生した。対応は、インターチェンジ手前の駐車場に入り、代わりの救急車を要請し搬送したところであった。原因はオルタネーターという部品によるもので、交換し、解決したものと思っていたところ次にエンジンがかからない不具合が発生したので、さらにバッテリーを交換し、改善した。新聞報道に至り、町民の皆様にもご心配をおかけしたとの発言がございました。

議案第63号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第64号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入では、国保税率改正に伴う増額補正、基金繰入のための減額補正、歳出では、リーフレット印刷費用の増額補正であります。

委員から、全員協議会で報告されていた県と国保連の認識の誤りで生じた返還金は、このたびの補正に組み込まれているかとの質疑に、当局から、まだ県から確定が来ていないところであり、11月ぐらいに金額が示され、12月補正で対応することになると考えているとの答弁がございました。

議案第64号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号、令和5年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

保険料還付金として歳入歳出同額の補正であります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第66号、令和5年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入では、国・県の負担金、交付金の実績見込みや繰越金、一般会計からの繰入金などの増額補正であります。歳出では、不足が生じることが予想される高額医療合算介護サービス費負担金、森山荘の措置入所に対応するための扶助費、精算による国・県への返還金、令和4年度分介護給付費の精算による繰出金の増額補正などあります。

委員から、森山荘への措置入所は被災した高齢者かとの質疑があり、当局から、生活管理指導短期宿泊事業で短期的に森山荘を利用する契約を交わしており、このたびの災害で、身寄りがなく、生活する場がないといった方に対する森山荘の措置を前提にしたものである。現在4名の方が利用していると答弁がございました。

他に委員から、災害救助法の適用を受けた場合、介護保険や国保の保険料減免がうたわれているが、介護サービス利用料や医療費など窓口負担の料金も同じく減免に反映されないのかとの質疑に、当局から、保険料減免については、被害割合によって減免する申請を勧奨している。被災された方については、各自治体が独自の減免規定を定めて対応しているところであるが、救助法にはその歳入確保のための特別調整交付金など財源が示されていない。窓口負担分を減免しても穴埋めできる財源がなければ、どこの市町村も減免することができないといった状況に至っているのが事実である。今後、調整交付金の対象となれば、遡って減免の措置をし、還付する対応をとるとの答弁がございました。

議案第66号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、報告第8号、令和4年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の

点検及び評価の報告についてであります。

本報告は、五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する規則第3条の規定に基づき、議会に報告されたものであります。

点検及び評価の趣旨は、教育委員会の主要な施策や事務事業の取り組みについて点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進に努めるものであります。

令和4年度の事務事業については、学校教育課関係の主要な事務事業6項目、生涯学習課関係の主要な事務事業4項目、併せて10項目について点検及び評価を実施し、教育委員会による自己評価として、10事務事業のうち、「A：期待どおり」が4項目、「B：概ね期待どおり」が6項目との内容となっております。これをもとに審査委員会が開催され、審査委員からご意見をいただき、報告書にまとめ、教育委員会において議決されております。

委員から、教育留学事業について、移住につながった事例もあり、関心を持つ人が増えている。教育留学体験者の声をもっと発信する必要がある。また、五城目の子どもたちも県外へ出るといった相互的な教育留学事業を検討してみるのはいかがでしょうかとの質疑があり、当局から、情報収集しながら検討していくと答弁がございました。

他に委員から、学習用端末の利用が地域差や学校により差があるとのことだが、当町ではどうかとの質疑があり、当局から、授業では1日平均2時間前後タブレットを利用しており、合わせて電子黒板やプロジェクターなどの大型提示装置なども活用している。新型コロナウイルス感染症の流行で学級閉鎖になった際には、タブレットを使って教師とやり取りするなど、体調管理のツールとしても活用した。また、秋田県全体で見ると、タブレットの利用頻度は全国的に低いほうで、特に持ち帰りでの活用が低い。昨年度から町内小・中学校に対し、できるだけ持ち帰りするよう促している。今後も活用していきたいと答弁がございました。

他に委員から、人材の確保が課題だとの項目がいくつかあり、特にすずむしクラブにおいては配慮の必要な児童もいることから、人材確保に努めていただきたいとの指摘もなされました。

また、地域図書室「わーくる」の利用者が減少していることから、みんなの学校からの動線で利用者を増やしたり、本に関することだけではないイベントを企画するなど検

討してはどうかとの質疑に、当局から、年数を重ねるごとに新たなアイデアが必要だ。みんなの学校やきゃどっこまつりなど様々なイベントとタイアップしながら、多くの人に関わってもらいたい。様々の機会を捉えて、取り組みについて情報発信をしていきたいと考えると答弁がございました。

報告第8号は、全会一致で報告済みと決しております。

続いて、陳情第8号、学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編制標準と基礎定数の改善による正規教員増を国に要請することについてであります。

参与である教育長からは、最近では教職員のなり手がいないと言われている。手当がつけられるのはありがたいが、それだけでは長時間労働が解消されるわけではない。基礎定数を増やすことによって教員一人一人の負担が少なくなるなど、陳情の内容はそのとおりであると考えたとの発言がございました。

委員からは、これまでも同じ趣旨の陳情を採択している。採択に賛成であるとの意見も聞かれ、陳情第8号は、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上で、令和5年9月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する・・・14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 随分丁寧に説明いただきましてありがとうございました。非常に内容の濃い感じがいたしまして、教育民生のある意味程度の高さを感じたわけですが、ただ一つ問題なのは、災害についても若干お話されておりました。昨日のニュースで、民放であったか、NHKであったか、「五城目町死亡者1人」と出ているんですよ。この死亡者1人は、どうも八郎潟の人らしいんですけども、八郎潟町は500万円の見舞金をやることに決定したそうです。名前は明らかにされておりませんが。ある意味、議会も常に安心・安全の町民の生活を守っていくと。今回災害に遭われた方々、本当に命懸けで、いろんな大変な思いをして、しんたけ、ある意味、一般的な言い方すれば、しんたけ目に遭ったわけですが、それでも1人、人間の命は地球より重いって言いますが、八郎潟の人間があつこの道路から、ある意味水より軽かったわけですよ。それで亡くなってしまったと。私ども総務産業常任委員会ですので、所管外のことになりますが、若干の話をしました。どのような状態であったのかと

いうことを話し合いの中で、本来最初に110番が入って、それから出動したと。非常に二次災害が起こる可能性があったので、翌日に行ったと。それもテレビにも入ってました。3人だったかボートで救いに行ったような状況、車まで歩いていった状況、テレビにも入っておりましたけれども、大変な命にかかわる、大変な所管のそれらについて何ら議論もしないで、何がどうして人の命を助けるべきだったのか。それら一つも言わないで、さらっと一般的な委員会の審査しただけの報告であったなど、こういうように思っています。1人亡くなってるんですよ。だから先ほども説明の中でもありましたけれども、救急車が遅れたとか救急車が故障したとかって、これも命を助けるためにみんな頑張ってるわけですし、今回消防長が新進気鋭の消防長、誠に我々も期待しておりますし、前から信頼をしておるわけですがけれども、その中において、なぜあの時間にあその場所であの夜に見つけることができなかつたかなど。消防は大変あの頃忙しい時間帯であったことは確かですがけれども、110番入って、119番に入らなかつたとかというような話されておりました。そんな状況も何にも確認しないで、さらっと命、五城目の町民でなかつたからいがつたというふうな判断であつたのかなど。あれ例えば町長の町内の人、1人ああいうふうな状態になったら、とてもとても許されない。みんな必死になって大変なことだつたと、もう必死になって助けると思うんですよ。それをあの二次災害を恐れて助けにいかなかつたと。今、さっき決算委員長からも報告ございました。いろいろ研修受けてスキルアップもしてると。もちろんいろんな機器もスキル、グレード上がつてると、というような話されておりましたし、今回、人の命を助けるために、この際、我々から言うと、この湖東病院の向かいで大型の投光器で見れば、必ず見つかつたんでないかなど。それでロープをつけてボートを流せば助ける方法もできたんじゃないかなど、こういうように思うんですよ。30年ほどなるんですよけれども、広ヶ野の橋の下で大水害の時に車が堤防から落ちていって、あの橋桁につかまって、もうもう流れが大変な状態の時ですよ、民間の八郎潟、これまた八郎潟の人なんですけれども、釣り船で逆流を越えてきて、あそこで助けたんですよ。命懸けで。そういう例もあるんですから、まずこの際、消防が忙しかつたことは確かだけれども、何とならなかつたのかなど。その説明とかその質問とかなかつたのかどうか。

残念ながら私、町長の行政報告も見ましたけれども、一つも一言も載ってない、亡くなったことについて。ああ、これ五城目の町民でないからこのままにしてるんだなど。それじゃないと思うんだよね。いまだに五城目1人死んだつてなってるんですよ、テレ

びでは、報告では。それら何にも、委員長、それらについて考え方どうでしたか。そういうこと出ましたか。何かありましたか。それ以上なかったですか。伺います。

○議長（石川交三君） 5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） そのことについての説明、また質疑は行われておりません。

○議長（石川交三君） 他に。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（石川交三君） 議事進行。

（発言する者あり）

○議長（石川交三君） 委員長に対する質疑を許しております。

（発言する者あり）

○議長（石川交三君） 委員長に対する質疑を許して、委員長に対する質疑はあとないわけですか。

（発言する者あり）

○議長（石川交三君） いや、委員長に対する質疑を許して、この後、いわゆる付託された案件を処理しなければなりません。ここで議事進行をかけることは、議長としては許されません。

（発言する者あり）

○議長（石川交三君） 議長としては許されません。

（発言する者あり）

○議長（石川交三君） 休憩してません。

（「休憩してください」の声あり）

○議長（石川交三君） 暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

.....
午前11時53分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第53号、議案第63号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ありの声が出ました。14番館岡議員

○14番(館岡隆君) 先ほど以来申し上げておりますけれども、議長から諮らしてもらえなかった。それで委員長はまたそれらについて委員会で話し合わなかった。これをこのまま通して果たしていいのかなと。私が申し上げてるのは、町長の行政報告で、いや、被害者1人出ちゃったと。万全を尽くしたけど、こうだったと。こういうふうな話でもあれば、それはマスコミでもどこでも堂々と話してできますよ。だけど消防長も恐らく大変忙しい中、もしかしたらどこでどういうふうな結論を出したか分かりませんが、いや、あそこであのぐらいのボートあったら、ボートで、ロープ張ってボートでもできたはずですよ。それ110番かけたのは誰であったんですか。110番かけたのは本人でしょう。亡くなった本人でしょう。それを見過ごして、一晩置いて次の日明るくなってから行くなんてね、これは命があまりにも、隣の町とはいえね、これやっぱりもうちょっと対応すべきでなかったかなと。これは私だけの意見じゃなくて、これは八郎潟町の議員でさえも、何とかならなかったの、湖東消防との連絡とか何とか考えられなかったのかと、いろんな方法言ってます、やっぱり。五城目消防で対応できなかつたら湖東消防でも対応できなかつたのかと、いろんな連絡も。これらについて、町長も触れない、委員会でも触れないままでは、ちょっとうまくないと、こういうふうに思います。だからこれ全会一致で賛成していくことは甚だ、何ていうか、町民に対して失礼にあたるので、私はたった1人でも反対しますので、よろしく願いいたします。

○議長(石川交三君) 館岡議員に申し上げますが、議案の第何号に反対なんですか。

(発言する者あり)

○議長(石川交三君) 議案の第何号に反対なんですか。

(発言する者あり)

○議長(石川交三君) 議案ですから。議案の第何号に反対を表明されたんですか。14番

○14番(館岡隆君) あくまでも委員長報告に対する質問であります。

○議長(石川交三君) いやいやいや、委員長報告に対する質疑は許しました。でも反対と言われました。何に反対なんですか。議案の何号に反対ですか。

○14番(館岡隆君) いや、委員長報告そのもの全体に対しての反対ですよ。その体制が。それらを何にも議論しなかったことに対しての反対ですよ。この部分この部分って、

今言ったとおりですよ。それら何にも議論しないで、それで救急車が遅れたとか、そんなのはまずこの際それら飛ばしても命懸けで守るべきものは守ったほうが良かったんじゃないかということ言ってるんですよ。その体制を言ってるわけですよ。だから固定して第何号でないです。だから全体ですよ。

○議長（石川交三君） その理論は通りません。各議案について委員長が報告し、表決を今求めるわけですがけれども、全体について反対というそういう表決の取り方はありません。ですから、補正予算であればその中で触れる部分ありますけれども、議案の第63号について反対だということであれば、それはそれで採決を取ります。全体について反対だということであれば、これは採決の取りようがないですから、陳情も含めて全部報告してるわけですから、それを全部否定するという議論は通りません。よろしいですか。

（発言する者あり）

○議長（石川交三君） そういう問題ではないです。

（発言する者あり）

○議長（石川交三君） ちょっと休憩しないで各議員さんにお諮りいたしますが、ただいまの館岡隆議員の発言は、いわゆる全てを否定するということですから、これでは各議案の一つ一つについての表決を取ることはできません。よって、暫時休憩します。

午前11時58分 休憩

.....
午前11時59分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第53号、議案第63号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第52号、議案第64号、議案第65号、議案第66号は原案可決と決めます。報告第8号は報告済みと決めます。陳情第8号は採択と決めます。

次に、委員会提出議案第8号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第8号、学校における教員不足と長時間過密労働解消のために基礎定数改善による正規教員増を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 委員会提出議案第8号、学校における教員不足と長時間過密労働解消のために基礎定数改善による正規教員増を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

学校における教員不足と長時間過密労働解消のために学級編成標準を改正し、少人数学級制を拡充するとともに、教員の基礎定数改善による正規教員増を国に強く求めるものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第8号は可決と決します。

次に、議案第53号、専決処分（第5号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する各委員長報告は原案承認です。議案第53号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第53号、専決処分（第5号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第2号）は、原案承認と決します。

次に、議案第63号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する各委員長報告は原案可決です。議案第63号については、この際、討論

省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第63号、令和5年度五城目町一般会計補正予算(第3号)は、原案可決と決します。

(「議長」の声あり)

○議長(石川交三君) 14番館岡議員

○14番(館岡隆君) 大変お騒がせしておりますが、本日9時40分から五城目町林活議員連盟の会議を開催しております。議員の皆様方から森林環境譲与税の有効活用についての協議をいただいております。議員提出議案で国に対して意見書を提出したいと思っておりますので、議長からして配慮をお願いしたいと思います。

○議長(石川交三君) ただいま14番館岡隆議員より意見書提出の要望がございました。この議員提出議案を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。

議員提出議案第1号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。14番館岡議員

○14番(館岡隆君) 議員提出議案第1号について申し述べます。

提出者は、私、館岡隆、賛成者は、佐藤重信議員、佐々木仁茂議員でございます。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についての提案理由を申し述べさせていただきます。

森林の多い市町村が人材育成、担い手確保といった取り組みを今後本格化させ、森林整備をより一層推進することができるよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すことを強く求めるために意見書を提出するものであります。

意見書案、提出先はタブレット等にかけてありますので、よろしく申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第1号は可決と決します。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がございます。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定をいたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第3回五城目町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

午後 0時08分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員